

低入札調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

令和7年度以降に発注する工事案件から、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については下記のとおりとしますのでご注意ください。

低入札価格調査制度

「低入札価格調査制度」とは、最低価格で入札した者の入札価格があらかじめ設定した「低入札調査基準価格」を下回った場合に、落札の決定を保留して、契約内容に適合した履行が可能であるか否かを確認するための調査を行う制度です。
「低入札調査基準価格」を設定する入札については、同時に「失格判断基準価格」を設定し、入札価格がこの額を下回った場合には失格となります。

対象工事	総合評価落札方式で入札を実施する工事		
低入札調査 基準価格 の算定方法	追加 【土木工事】 a直接工事費 × 0.97 b共通仮設費 × 0.9 c現場管理費 × 0.9 d一般管理費 × 0.68 合計額＝低入札調査基準価格 【機械設備工事】【電気通信工事】 【下水道用 機械・電気設備工事】 機器単体費 × 0.92 a直接工事費 × 0.97 b共通仮設費 × 0.9 c現場管理費 × 0.9 d一般管理費 × 0.68 合計額＝低入札調査基準価格 ≧ 【建築工事】 a直接工事費 × 0.90 × 0.97 b共通仮設費 × 0.9 (a × 0.1 + c現場管理費) × 0.9 d一般管理費 × 0.68 合計額＝低入札調査基準価格 ≧ 予定価格の 100分の75 (千円未満切上げ) 予定価格の 100分の92 (千円未満切捨て)		
	失格判断基準価格 の算定方法		
低入札調査基準価格の90%			

最低制限価格制度

「最低制限価格制度」とは、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、その金額未満で入札した者は落札者とし、最低の金額をあらかじめ設定し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格により入札した者を落札者とする制度です。

対象工事	設計価格200万円を超える工事のうち、競争入札(総合評価落札方式を除く。)に付するもの	
最低制限価格の算定方法	追加 【土木工事】 a直接工事費×0.97 b共通仮設費×0.9 c現場管理費×0.9 d一般管理費×0.68 合計額＝最低制限価格 【機械設備工事】【電気通信工事】 【下水道用 機械・電気設備工事】 機器単体費×0.92 a直接工事費×0.97 b共通仮設費×0.9 c現場管理費×0.9 d一般管理費×0.68 合計額＝最低制限価格 【建築工事】 a直接工事費×0.90×0.97 b共通仮設費×0.9 (a×0.1+c現場管理費)×0.9 d一般管理費×0.68 合計額＝最低制限価格	追加 【機械設備工事】【電気通信工事】 【下水道用 機械・電気設備工事】 機器単体費×0.92 a直接工事費×0.97 b共通仮設費×0.9 c現場管理費×0.9 d一般管理費×0.68 合計額＝最低制限価格 【建築工事】 a直接工事費×0.90×0.97 b共通仮設費×0.9 (a×0.1+c現場管理費)×0.9 d一般管理費×0.68 合計額＝最低制限価格